

意 見 書

～ いわゆる「虐待Gメン」体制の整備について ～

令和2年4月15日

野田市児童虐待再発防止合同委員会委員

弁護士 高橋 峰

1 はじめに

痛ましい、としか言い様のない「■ちゃん事件」が、なぜ阻止出来なかつたのか、について様々な意見が寄せられている。

しかし、基本的には、「狂氣」又は「異常」としか言い様のない父親の折檻行為が存在したからこそ、発生した■ちゃんの不幸な死だったのであり、総ては、親権を履き違えた独善的な父親による許し難い凶行、犯罪行為が敢行されたがための結果であった、との関係者の冷静な認識は最後まで必要である。

この事件により、これを誘発した責任の一端があるとして槍玉にあがつた関係公務員もいるが、父親に恫喝されて畏怖し、決して明らかにすべきでなかつた■ちゃんの問題のアンケート情報を開示してしまつた、という公務員としての、その不甲斐無さを今更、詰って見ても何も始まらないのである。

この公務員の「ヘマ」さえなければ、起こらなかつた事件だったなどとの短絡な決めつけが、的を射ていないことは、その両親の公判経過からも明らかなるところである。

2 関係機関の連携強化の必要性・・・「虐待Gメン」体制の構築

では、今後どうすれば良いのか？

今回の事件に関しては、学校・教育委員会としての市、児童相談所、そして警察が然るべき機能すべきであった「関係機関」であるが、この三者の連携は極めてお粗末であった、と云う他ない。

これまでの仕組みで虐待が懸念される問題児童の存在の探知、把握は、概ね可能であり、それなりに機能していたと思われ、また、いわゆる実務者会議、代表者会議等による、その、いわば事後的？検証システムも存在した。

しかし、問題児童の存在を、探知把握してからの、この三者における「現場」での連係のための体制は、何ら整備、構築されてはいなかつた。

それぞれが、持ち前の能力に応じ、自らやるべき仕事をこなすだけ、と云うわけであるが、その結果が、この「■ちゃん事件」の発生を許した、とも云える。

この三者には、それぞれの職分において培ってきたスキルを有機的に融和連携させ、三者一体となって被害児童を守るべき法的使命があり、国民もまた、当然のこととして、それを想定し、期待しているのである。

3 云うまでもなく、親による子の虐待行為は、親に許された親権の行使などとは、無縁の「犯罪行為」であり、特に警察は治安維持の第一線の扱い手として、子の虐待問題に背を向け、これを軽視することなど到底許されない。

虐待問題に関しては、犯罪者の検挙のための姿勢、視点が必要であり、法は家庭に入るべきなのである。

親には、子供を生む権利はあっても、もとより殺す権利など無いのである。

児童を保護すべき立場にある市の職員も、また児相職員も公務員としてその職務遂行の過程において「犯罪である虐待行為」を探知し、遭遇した場合には、法的に告発義務のある立場で、己のスキルを超える場合であれば、常に三者連携して眼前的虐待を阻止すべき義務があるのである。

そのためには、「あとは警察の仕事だから…」とか、「何かあったら、連絡してください…」などと云う警察官らの姿勢、スタンスは決して許されず、それは明らかな職務の放棄行為、サボタージュとして非難されるべき行為であることを銘記すべきである。

「何かがあつてからでは遅い」のであり、何かが起きないように存在しているのが警察組織なのである。

4 要するに、虐待被害を受ける懸念のある問題児童に対する対応策としては、この三者のメンバーで構成するチームを「常備」し、いわば「麻薬Gメン」よろしく「虐待Gメン」と云うべきこの混成チームにより、総ての虐待事案を処理する体制を構築すべきと云うことである。

事案の性格上、チームのリーダーシップを執るべきは、市職員であり、市長であるべきである。

この三者のメンバーから各一名ずつ3名で、最小単位の1チームを編成したとしても、三者それぞれの立場によるこれまでの知見、スキルを充分に發揮した効率的な虐待阻止のためのアイデアに満ちた活動が必ずや期待できるはずである。

市としても、何かあれば、弁護士や警察に相談すればいい、的な他人任せの感性をこの際、大いに改めるべきであり、積極的且つ真剣に「常備軍」たる「虐待Gメン」体制の構築を検討すべきである（敢えて云えば、[]ちゃん事件についても、事件発生まで、市の顧問弁護士にさえ何らの相談も報告も無かった、と云うのが実情である）。

云うまでもなく、市民を直截的に守るべき第一の責任者は、市長であり、警察を抱える県でも、児相を抱える国でもない、市長が「アドバルーン」を上げさえすれば、県や国も必ず連動せざるを得なくなり、実現すると確信するので、以上、真摯に提案したい。

以上